

1. 議事日程

(平成19年第1回安芸高田市議会3月定例会第3日目)

平成19年3月2日
午前10時開会
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第53号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
6番	川角一郎	7番	塚本近
8番	赤川三郎	9番	松村ユキミ
10番	熊高昌三	11番	藤井昌之
12番	青原敏治	13番	金行哲昭
14番	杉原洋	15番	入本和男
16番	山本三郎	17番	今村義照
18番	玉川祐光	19番	岡田正信
20番	亀岡等	21番	渡辺義則
22番	松浦利貞		

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

19番	岡田正信	20番	亀岡等
-----	------	-----	-----

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市 長	児 玉 更 太 郎	副 市 長	増 元 正 信
副 市 長	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
自 治 振 興 部 長	田 丸 孝 二	市 民 部 長	杉 山 俊 之
福 祉 保 健 部 長 兼	廣 政 克 行	産 業 振 興 部 長	清 水 盤
福 祉 事 務 所 長	金 岡 英 雄	教 育 長	佐 藤 勝
兼 公 営 企 業 部 長	沖 野 清 治	消 防 長	竹 川 信 明
教 育 次 長	平 下 和 夫	美 土 里 支 所 長	立 川 堯 彦
八 千 代 支 所 長	猪 掛 智 則	甲 田 支 所 長	宍 戸 邦 夫
高 宮 支 所 長	益 田 博 志	総 務 課 長	高 杉 和 義
向 原 支 所 長	垣 野 内 壯		
財 政 課 長			

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	増 本 義 宣	議 事 調 査 係 長	児 玉 竹 丸
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開会

- 松浦議長  ただ今の出席議員は21名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、
19番 岡田正信君、20番 亀岡等君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2  議案第53号  安芸高田市事務分掌条例の一部を改  
正する条例

- 松浦議長  日程第2、議案第53号、安芸高田市事務分掌条例の一部を改正す  
る条例の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長  児玉更太郎君。

- 児玉市長  議案第53号、安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例でご  
ざいます。

  本案は、合併時に決めました安芸高田市の組織機構について、急激  
に変化する社会情勢や多様化、高度化する市民ニーズに対応すると同  
時に、効率的かつ円滑な行政運営のもと、現在取り組んでいる行財政  
改革をさらに着実かつ強力に進めるため、抜本的な改革を行うもので  
ございます。目指すべき組織の大要はフラットでスリムな組織、指揮  
命令系統をより明確化した組織、重点施策に対応可能な組織、効率的  
かつ機能的な組織、マネジメントシステムを強化した組織、そうい  
うものが挙げられると思います。市長部局における本庁は、6部現在  
ございますが、これを3部にしていきたいと思っております。課の数は20  
課3室を17課にしていくという計画にしていきたいと思っております。支  
所は、行政サービスを維持していくため、本庁直轄課2課を取り入れ  
た現在の3課のままで、2課を本庁直轄にできるような組織にしてい  
きたいとこのように考えております。教育委員会は、3課を2課にす  
ると同時に教育分室の6分室を3分室に整理統合していきたいと思  
います。消防本部・消防署は、4課2室を4課にそれぞれ再編をしてま  
いりたいと思っております。また、組織のフラット化を明確にするため、係  
制度を廃止して、グループ制を取り入れ、より機動的な組織体制にす  
ることといたしました。

  この問題につきましては、議員さんから一般質問でもこの機構改革  
をどのようにするかという一般質問をいただいた時点で、できるだけ  
早く機構の改革をしていきたいということをお二人の一般質問にも

答弁をさせていただいておるわけでございまして、今回の条例に上程する問題については特に最近人件費の節約ということで、人員を減す中でどのように効率的な仕事をやっていくかと、こういうことが大きな課題になっております。したがって、議員さんのご質問の中にもあったわけでございますが、このフラット化をして係・係のセクトを廃止して、その係をもう少し大きくくりにして事務の効率が上がるようなフラット化をしたらどうかというようなご意見も賜っておりますが、そういう形のフラット化をしていきたいというように思います。先ほど申し上げましたように部の統合し、課の統合整理をしていきたいとこのように考えておりました、将来的には部長制を廃止して課長制にもっていく、その方が二人副市長がおって、その下で直に目が届くような組織にした方がいいんじゃないかと、こういうことでその第1段階としてこれはとても1年じゃできんわけでありまして、2年か3年、最終的には継続的にやっていかんとこの改革はできないと思っておりますが、その第一段としてできる範囲内で本年度やっていきたいと考えております。条例では関係部署の部と課の変更を条例で出ささせていただきたいと、このように考えておるわけでございまして、議会でもたびたび機構改革をどうするんかというご指摘もあったわけでございますが、その第一段として今回提案をさせていただくということにさせていただいたわけでございますので、内部でもいろいろ論議をしてその賛否両論ある中で、私が決断をさせてもらったと、こういうことでございますので、やっぱり将来に備えてどうしてもこの機構をスリムにしていかんといけんということでございますので、ひとつご理解を賜りたいと、このように思います。

また、将来的には課長制にするという前提もございまして、今のところは部長は増やさないと、こういうことでいきたいと思っておりますので、支所の方の支所長については次長制を設けまして、次長制で支所を統括をしていくと。支所の課の数は今までどおりということでございます。

以上でございますので、よろしく申し上げます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

それでは議案第53号につきまして要点のご説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど市長さんの方から提案説明がございましたように、合併16年の3月1日に合併の期日でございますけれども、合併前の2月の28日の退職者を含め、合併以来16年度、17年度、18年度の予定ということの中で、退職者が63名の数字を予想させていただいております。実績を見て18年度についてはそういう21名ということで、年々10名以上の退職者を見てきたところでございます。そうした状

況の中で職員数は減少をする中で、どちらにしましても対応できる効率的な組織ということで、このたび構築をさせていただいたものでございます。第2庁舎も10月には完成いたしますけれども、行政機能がそこへ集中するという観点もでございます。どちらにしましても、市民の皆さんへの利便性を図る必要があるということでございます。所信表明の中にも掲げさせていただいておりますように、夜間の時間延長の勤務体制も検討させていただいております。そういうことも行政としてのサービスというものも取り組みをさせていただく必要があるんではなかろうかと思っております。

それではお手元に配布させていただいております安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例、新旧対照表でございますけれども、これに基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。まず右側に書かれております分掌条例が旧の分掌条例でございます。それと左の方がこのたび改正をさせていただくものでございます。

まず第1条の部の設置でございますが、旧の組織体制におきましては総務部、自治振興部、市民部、福祉保健部、産業振興部、建設部という6部ありましたものを新しい新組織の中には総務企画部、市民生活部、産業建設部ということで3部の対応を改正させていただきたいということでございます。それと部のそれぞれ対応いたします分掌事務でございますけれども、多少このたび整理もさせていただいております。当然総務部の所管しておりました事務、また自治振興部が所管をいたしておりました事務を総務企画部の方に新しい組織分掌として入れさせていただいております。

次に市民部で旧組織の市民部、福祉保健部の対応でございますけれども、この2部が対応しておりました事務組織を新の組織の市民生活部の方に移管をいたします。そういう状況でここも本来であれば多少事務内容も整理をさせていただいております。次に産業振興部の持つておる5つの事務と建設部の事務分掌であります8つの事務でございますけれども、産業建設部の所管をいたします部といたしましては14のそれぞれの事務分掌を対応するという状況になるものでございます。失礼しました。産業建設部におきましては15の事務分掌を対応することになります。

続きまして課の設置でございますけれども、旧の課の設置におきましては総務部におきましては5つの課と室がございます。3課2室でございますけれども、これを6課にさせていただきたいと思っております。その6課の中で自治振興部が所管をいたしております3課がございますけれども、8課を6課に改正をさせていただくものでございます。続きまして市民部の所管しておりました課におきましては、3課でございますし、福祉保健部におきましても3課、社会福祉課から保健医療課、それを市民生活部といたしまして5課に変更をさせていただくものでございます。市民課、税務課、社会福祉課、高齢者福祉課、保健

医療課という5課に変更するものでございます。次に産業部の3課、農林水産課から商工観光課、また建設部が所管しております管理課から地域高規格道路の対策室、4課1室でございますけれども、これを産業建設部に総括をさせていただくものでございます。建設管理課、また農政課、商工観光課、上下水道課、産業建設課という5つの課に変更をいたすものでございます。産業建設担当課でございます。続きまして4ページの方におきましては、会計課の方の設置でございますけれども、このたびの地方自治法の改正によりまして旧もあるわけでございますが、会計及び用度という事務をしておりますけれども、この用度を変更をさせていただいて、落とさせていただいて、新の業務につきましては会計に関するということで変更をさせていただくということでございます。今回地方自治法等の会計課の設置の中で、収入役の廃止ということで、会計管理者につきましては規則で定めをさせていただきたいと思っております。教育委員会、また消防の組織によりました提案説明につきましても組織機構については説明をさせていただいたところでございます。

以上でこの説明資料に基づきましてのご説明を終わりたいと思っております。

それと条文の条例変更の一部改正をする改正のものにつきましては、先ほど資料の中でご説明をさせていただきましたように、それぞれの部の所管いたします分掌事務の内容を記述をさせていただいております。

次に4ページでございますけれども、4ページから附則といたしまして施行期日につきましては、19年の4月1日から施行をさせていただくものでございます。

次の条例等に2項から11項までございますけれども、その点につきましては組織改変をすることによりまして課の名称が変更になります。それに関連しまして、そこに該当する条例の一部を改正するというものでございますので、内容はそういう状況でございます。

以上で要点のご説明を終わります。

○松浦議長

以上で要点説明を終わります。

この際、10時45分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時16分 休憩

午前 10時18分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

会議を再開させていただきます。

ただいま休憩中に出了た動議と申しますか、資料請求が出了たがその件についてご了解をいただいで、請求してよろしいですか。

〔異議なし〕

○松浦議長

それでは執行部の方で資料を提供してください。

○金 行 議 員

議長。

○松 浦 議 長

13番 金行哲昭君。

○金 行 議 員

この法案は我々議員も市長が言われたように非常に懸念しておった議案であります。それは私もよくわかるんですが、なぜこの時期に出されたのか、いろいろある……

○松 浦 議 長

ちょっと議員、質疑については休憩後またやるように議運の方でもそういうことでということであったので、質疑であったら止めて下さい。

後で時間とりますから。

○金 行 議 員

わかりました。

○松 浦 議 長

そういうことで今再開しましたけども、これで休憩に入ります。休憩を11時までといたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時20分 休憩

午前 11時03分 再開

~~~~~○~~~~~

○松 浦 議 長

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○青 原 議 員

議長。

○松 浦 議 長

12番 青原敏治君。

○青 原 議 員

今回の53号の件につきまして今も休憩中に会議をしまして話をしたんですが、この時期にこんな大事なことをいきなり出すというのはいかがかなという思いがいたします。先ほど資料いただきましたけども、内部での協議が市長さんは十分してきたと言われておられるんですが、私らにはそれが見えてこないということがありますので、再度答弁をしていただきたいと思います。また、この事務分掌表見るに、支所長さんが合併以来いろいろやって来られたことが分掌表の中にどのように反映されているのか、そこをお示しをいただきたいと思います。

○松 浦 議 長

市長にですか。

○青 原 議 員

はい。

○松 浦 議 長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

なぜこの時期に機構改革を出してきたかと、こういうご質問でございますが、これは我々もできるだけ早い機会に機構改革をやりたいと、こういう考えは持っておったわけでございますし、また議会からも一般質問の中でお二人の議員さんから早く機構改革を進めていった方がいいんじゃないかと、こういったようなご意見も賜って私もできるだけ早くこれをやっていきたいという答弁をさせてもらっております。先ほども申し上げましたように、人員を減していく、またそ

の中で仕事をこなしていく、そういうことで合併当時に建設計画の中で皆さんがいろいろ協議をして、組織をつくったわけでありますが、その組織をやはり改革をしながら実態に合うように、能率のいい少ない職員でもできるような、そのようなシステムを早くつくっていかんやいけんと、こういうことで今回提案をしたわけでございまして、いろいろ職員に聞いてみますと賛否両論あるんです。ですから職員からの反対の声も皆さんの耳にも入っておるんじゃないかと思えます。しかし、その論議をしようたんじゃあいつまで経ってもこの改革はできんということで、最終的に私が決断をさせてもらったと、こういうことでございまして、議会の皆さんも早くせえとこのようなご意見があつて、今回提案をさせてもらったと、こういうことでございまして、先ほど申し上げましたようにこれで完全なものじゃないわけでございます。したがって、今後は部長制を漸次廃止をしながら課長制に持っていくということで、しかも末端は今から検討するんですがグループ制というような形にして、やっぱりその所帯を大きくしておかんと本当にセクトだけでは職員の融通が利かんようになると、こういうこともありましてその第一段として今回ご提案を申し上げたと、こういうことでございまして、恐らくこれが最終的にはもうあと3年、来年も改革せにやいけんですし再来年も目標に向けて改革せにやいけんという、その第一歩であると、このようにご理解を賜りたいと思えます。

支所の問題につきましては、これは増元副市長の方から答弁をしていきたいと思えますが、支所の課は減してないということでございまして。支所長の意見を聞きながら、支所長の合議を得て本庁へ直轄させる。例えば業務課というのがありますが、道路とか水道とか下水とか持っておる。どうしても本庁とすぐやりとりをせにやいけんという問題もあつて、そこらは支所長と合議をしながら本庁へ直結するという。増元副市長が言うことがないなつたんですが、そういうことで支所の方も課を3課置くと、窓口は不自由はせんということで、本庁へ直結した方がよかろうということは支所長さんの意見でもあつたわけでございます。そういうことでご理解を賜りたいと思えます。

○松 浦 議 長

引き続き答弁を求めます。

副市長 増元正信君。

○増元副市長

支所の機能でございますけども、合併直後の3年間、これまで運営をしてまいりました。地域のそれぞれの固有の課題等々、合併来から整理をしていこうと、住民に一番近い組織として機能してきたというふうに思います。支所長さんも地域全体の調整を図りながら、課題等々を把握しながらこれまで運営をしてきていただいたというふうに思っております。3年間やる中で、やはり産業建設、現在の業務管理課でございまして、やはり予算等々選択と集中が進む中で、本庁の機能と密接にかかわっていく必要があると。また、地域振興につきましてもまちづくり委員会等との市全体のつながりが出てくると、また市

民生活課におきましても戸籍住民、あるいは税、福祉、すべて本庁のそれぞれの部と連結をしていかなければならないということで、現場ではそういった形で取り組んできていただいておりますが、今回のこの改革で、今までやってきておることをもう少し明確に位置づけをさせていただきたいというふうに思っております。産業建設にかかわる業務につきましては、現地に担当課長を置きまして本庁の業務から言いますと、一応直轄にすると。市民の皆さんから相談等々いろんな状況ありますけど、それは支所でまとめ、支所長と合議をし、即本庁の課長、部長に上がっていくという流れをもう少し明確に位置づけたいと、地域振興課も本庁の総務企画部、自治振興課の所属といたしまして、現地の地域振興担当課長を配置をさせていただいて、やはり地域の振興会等々の活動に本庁を含めて素早く対応できるような形にしたいと。一番住民の皆さんに密接な日々の業務の中で行われます窓口業務、住民票、戸籍、あるいはパスポートまでいけるかわかりませんが、そういった市民の皆さんに福祉を含めて、密接な業務につきましてはこれは支所長直轄で、市民生活部の方に直接位置づけをさせていただいて、日々の市民の皆さんの窓口業務、福祉の関係等々、本庁とのつながりを強化させていただきたいと。当然支所長さんは産業建設の関係、あるいは地域振興の関係、合議という形をとりまして、地域全体の調整を引き続き図っていただくと、そういうことで今回の支所の機構の改革をさせていただいております。今まで以上に情報の流れをスムーズにして、支所長さんの地域全体の調整の機能も残しながら、次のステップへ向けて取り組んでまいりたいという思いでこのような改革にさせていただいております。

以上でございます。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

6 番 川角一郎君。

○川 角 議 員

今回の改革につきましては、今まで議員等もいろいろこと事あるごとに改革すべきではないかということで、これを実施されたということは我々も非常に評価するわけでございます。先ほどありましたように管理の内容を見ると大幅な改革ということになっておりますので、内部では十分議論されたというふうに思って、この時期になったんだろうと思うんですが、やはり議会でも果たしてこれでいいのかなということ判断するためには若干時間が、4月から実施となりますと1カ月しかないということでどうなんだろうか、ということはやはりさっき言われたのと同じように思うわけでございますが、そうは言ってもここまできておるんで、このことは十分つめて前に行くようにということをお願いしておきたいと思っております。やはりこの中で見させていただきまして、問題は6部あったのが3部となってきたので、そこらの部長権限と言いますが、それが非常に大きな膨らみを持って

くると、そこの中で十分な統括ができるのかどうかというふうなことも非常に大きな問題であろうと、そこらは十分協議されたんだらうと思うんですが、そこらは副市長さんも2名になったということで、そこらの効果も出てきたんじゃないかというふうに思うんで、その流れがいかにかスムーズに行くか、あるいは権限がスムーズに行くのかという部が減ったことについては、大変そこらが問題であろうと思うんで、そこらは十分協議されたんだらうと思いますんで、その考え方についてまたあれば、後ほど聞かせていただきたいと思います。

それからこの小さい事につきましては、またこの後に付託されるんだらうと、委員会の方に。ですからそこらはまたそこの中で問題があれば十分協議するべきだらうと思いますが、ただ大きな問題として1点、今までの議論の中でいろいろ出ておりましたが、人事の関係が500名余りの職員が働かれる中でやはり人事部というのはある程度執行部の3役の中の直轄ぐらいで権限を持つべきじゃないかと今まで出ておったんですが、この中で大きな面で見させてもらいますと10番の方で総務の方でひとつの人事はしていくんよと。他の方を見ても人事課という一つの表現もないようなんで、そこらがこの中で果たして大きな人数をいろいろ適材適所、またその他いろんな研修、資質の向上と大きな仕事があるらうと思うんですね。そこらがこの中で果たして機能するのかなというのは非常に今までの議論出た中でも大きな問題ではなかろうかと。その考え方を1点聞かせていただきたいと思いますというふうなのがございます。今後、今までとは変わった支所と本庁との流れというのが若干ここで変えられておりますので、ここらが十分機能しなくては業務を行うのに非常にスピーディーにやるというのが目的で、このことによって停滞するようなことがあってはいけないというふうなことで、その流れが今までと変わってこの機能でどのようによくなっていくんか。先ほど話はあったわけですが、そのようなことでございます。

具体的な質問にならずちょっと大きい質問になってきたわけですが、基本的なことひとつお伺いをしたいと。

以上です。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

実態を把握しております副市長の方から答弁をさせていただきます。

○松浦議長

副市長 増元正信君、答弁を求めます。

○増元副市長

市長部局におきましては、基本的に6部を3部という今回の改革でございます。担当部長、担当課長を経過的に配置をさせていただきたいというふうに思っております。従来の総務部、自治振興部を一つにするということでございまして、当然総務企画部長の責任というのは重くなるわけですが、やはり総務部分、そして従来の自治振興企画の部分ということになりますと、例えば企画担当部長をさせていた

だいて二人の部長の職責というのは明確に責任分担なり、事務分掌といいたいまいしょうか決裁権限の中で整理をしなければならぬと思っておりますけれども、また課長におきましては課を統合させていただいたということで、当分の間は担当課長を配置させていただきたいと。例えば上下水道を一つにしておりますけれども、上水を担当する。そして下水を担当する。あるいは浄化槽を担当する、そういったような考え方をさせていただいてその責任分担と言いたいまいしょうか、どの部分を明確にやるんかということには整理をする必要があると思っております。我々副市長も2人おるわけでございますけれども、一応の分担はしておりますけれども、連携をそれぞれとってやっていると、そのようなイメージを部長、担当部長、あるいはそれぞれの管理職がやっていかなければならぬと。それを制度の上でもう少し決裁区分等々整理をする必要があると思っております。それと人事部、人事課、人事担当の関係でございますけれども、これもこれまでずっと指摘をいただいております、我々もその思いは持っております。人事の部分にいわゆる給与の管理という部分がございます。ある種その事務的な計数管理をしていかなきゃならぬという部分とご指摘のとおり人事配置でありますとか、人材育成でありますとか、そういった組織がスムーズに動くようなことを考える部署が必要であるというふうに私も思っております。今回その独自の部署を持つべきかということはあるわけではございますけれども、課にするか部にするかというところがあるんですけども、それを考える部署はどうしても必要になってくるということで、行政改革なり、今後の市の運営にそのものに非常に密接に関わる部分でございますので、行政経営課、ここで言います行政経営課、あるいは総務課等が連携をして、これは取り組んでいく必要があるというふうな位置づけを今回しております、課の設置はしてございませんけれども、それを考える部署というのは強化をしていきたいと、グループ制の中でもう少し明解に取り組んでまいりたいという思いでございます。

以上でございます。

○松浦議長

答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

市長の方が議会からの要望もあって、改革を早くしたということで、私もそういった発言をした1人として非常にありがたく受け止めておるところであります。それで、今回出された改革の中で、3部制にされたということをお聞きしまして、非常に、本当によくなるんかなという危惧を持っている部分がそこにあります。だから改革をされたという部分も評価できる部分というのは課の充実とか支所の見直し、そういった部分をこれまでの支所長の経験の中でいろいろと意見を吸い上げてきたというような部分もあるんだと思いますが、具体的にはまた中身はいろいろ聞きたいと思っておりますけれども、私がイメージをした表現で

すれば、のっぽで市長に声の届きにくい権力を集中した組織体制、そういったイメージを持たせていただきました。ですから、市民が住んでおる近くにある高い山にまた東京タワーを立てて、その上に市長がおってなかなか市民の声はその山を登って、部長という3部のところを通して、さらには副市長という大きな門をくぐって、市長のところへ行くというふうなイメージを今日聞いて持たせていただきました。ですから市長言われるように、ひとつの移行の中の取り組みなんだという、これも理解はできないわけではないですけども、市長、4年の任期の中で一つの区切りの1年であるというふうなことも話をされましたけども、以前。そういった中の1年で、やはりもう少しこの残りの1年を、本当にある意味での一つの区切りとしての市長のきちっと市民に見える成果を出す1年であるべきであるんなら、既にまた次の1年を考えるとということじゃなしに、一気にフラットでスリムなものをつくるというのが市民の評価を得られるような改革を提示されるということじゃないかなというふうに思っておりますので、その辺について市長のご見解を再度お聞きしたいということがあります。

さらには副市長それぞれ答弁を、それぞれというか、今担当として増元副市長が答弁されましたけども、再度お聞きしたいのは先ほどいただいた資料の2の目指す組織機構、この5つの事が書いてありますけども、一つのフラットでスリムな組織機構、これは下はフラットであるでしょうけども、本当にスリムなんかなと、私のように腹が出たような組織になっとるんじゃないかなという気がしますんで、本当にスリムなんかなという気がします。指揮命令系統をより明確化した組織ということですが、これまでも昨日も部長さんが答弁される時に担当課長というのが上がって答弁をするという状況もたびたびあるんですね。今6つの部の中でも部長さんというのはかなりのいろんな情報を集めるのに大変苦勞されておる状況もそういった点から見えるわけですけども、さらにその一人の部長が広い範囲の業務を掌握するというのは本当に今までの流れを見て、できるんだろうかというふうな危惧をします。そういった面からしても本当に2番に書いてあるような指揮命令系統が部長をとおして、課長に伝わってそれぞれの担当に行くか、そういった危惧をするところでもありますので、この点についてももう少し詳しい考え方をこの2番に書いてあることに関してお伺いしたいと思います。

そして重点施策に対応可能な組織機構、これも言葉ではわかりますけども、具体的にそれじゃこの組織の中でどういうふうにしていくのかというのも再度お聞きしたいと思います。

そして4番目に効率且つ機能的な組織機構、これもこの組織の中では、私は先ほども冒頭に言いましたような形からすると本当に機能的なものになるんかどうかというふうなものが見えてきません。

5番目のマネジメントシステムを強化した組織機構、これが一番

よくわかりにくい言葉でありますので、これはどういうことなのかというのをお聞かせ願いたいと思います。そしてもう少し具体的に言いますと、総務部の中に先ほど川角議員も言われたように、非常にこの総務企画部にすべての権力が集中しておるといような形なんです。これは、以前機構改革の一つの大きなポイントとして私も訴えた部分が逆に動いてきた大きな部分なんで、これをひとつどうしてこういう形になるんか十分お聞かせ願いたいと思いますが、私が言ってきたのは8番の行財政改革、そして12番の予算と財務、最後の17番の総合的な長期的な企画も含めて、企画の部分、その8番と12番と17番、これは一体化をして、この新旧対照表の分ですね。新旧対照表の1ページ目の1枚めくった1枚目の第2表の総務部、総務企画部という17項目ありますね、分掌事務が。下までいったら20項目ですか。20項目の中の先ほど言ったのは8番と12番と17番、これは一体化しないと本当に行財政改革といったものが推進できんでしょうというふうなことも申し上げました。そして先ほど川角議員も言われたように、10番の人事というのはここにあるべきじゃないというふうなことも言いました。人事も握り、お金も握り、そして将来計画も握って、さらにはそういった状況で行財政改革もしなさいといったら、とても一人の人間がその部分を握ってできるわけがないということで私は申し上げたんです。そういった機構にかえられるということは、私が機構改革をしてくださいといった意味とは全然違う方向に行っておるということで、これはむしろこういうことだったら今の時期にやってほしくないというふうな思いがします。今言ったようなところがまずもって感じたところでございますので、ご説明を願いたいと思います。

○松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 ご指摘のように今の時期になぜこれを出してきたかというお尋ねでございますが、先ほど来申し上げておりますように、私としては早く第1歩を踏み出さないといけると、機構改革。それをやりながら悪いところを順次直していくと。いつまでも小田原評定ばかりしよったんではいけないじゃないかと。それは、いろいろ批判はこの改革については出ると思います。出ると思いますが、その批判を受けながら次年度はこれを直していくと。やっぱり最終的には3年くらいかかって、本来のあるべき姿と言いますか、私は課長制2人、副市長がおりますので、課長制に移行するというのが本来のあり方だろうと、このように考えておりますので、これは2、3年の改革の第1歩ということで、それは少々血を流してもどうしてもやってしまえということもありますが、やっぱり人を抱えておる以上、なかなかそれが難しいという点もご理解を賜りたいと、このように思うわけでございますが、財務と人事が権力が集中するというご意見もあります、その事等につい

ても十分我々も検討していきたいと、このように思います。

後は具体的には副市長の方から答弁します。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

副市長 増元正信君。

○増元副市長

今回の目指す組織といたしまして、フラットとスリムという言葉を使わせていただいておりますけども、スリムにつきましては職員が合併来既に63名退職、今後30名近い職員が3年間で定年退職をしていくという中で、人数が減るという意味でのスリム化もありますし、部の統合、課の統合、あるいはグループ制の導入ということはやはりスリム化につながっていくと考えております。このフラット化でございますけども、一つの物事を決定するのに判子が10も20も並ぶというふうな過去のかつての例もあるわけでございますが、それを極力少なくしていこうと、ですから課長補佐でありますとか、次長、いろいろ階層別の部分を極力縮めていこうというのが一つの考え方でございます。将来に向けて部長制等、あるいは課長制も見直しがなされるというふうに思うんでありますけど、県等が行っておる室を入れたり総室を入れたりというふうな形で従来の階層よりも少しでも階層を少なくしようということでもありますけども、しかしこれは組織でございますので、どうしてもどんな組織でもやはり一種のピラミット的な考え方というのは民間企業においてもやはり同じような考え方があるであろうと思います。業務もある程度まとめて、それを少しずつ消化をしてトップまでつなげていくという、この階層別の考え方というのはどうしても必要であろうと。ただ不必要な階層は極力減らしていこうという考え方ございまして、将来そういった組織のあり方というのは安芸高田市も目標としていかななくてはならないというふうに思っております。今回一つのそういう試みを行ったということでございまして、後は職員の今後の意識改革と言いましょか、人材開発の部分に密接に関わってまいります。器はどのように変えたとしても中で動く職員がどのような意識を持って動くのかということが大きな問題でありまして、それぞれ職階別にグループのグループ員はグループ員、そしてグループリーダーとして課長、部長、それぞれの役割があるわけございまして、特にこのマネジメントというふうな考え方を入れたというのはいわゆる目標管理でありますとか、スケジュール管理、あるいは職員の人材育成と、そういったものが管理職に今後求められて、今でも求められておるわけでございますけども、職員をどのように効率に動かしていくのかというのがこのグループ制の一つ導入の真髓でございまして、今この仕事をやらなければいけない、いつまでにやらなければならない、そういうマネジメントが管理職には必要になってくると。この仕事はちょっと後に回そうとかいうふうなことが今後は要求されてくるということでございまして。(3番)、(4番)これは重点的な施策、高規格道路、あるいは現在迫られておる第2庁舎の

完成であるとか、さまざまな重要課題に、やはり一つのグループなりチームを組んで、あるいはプロジェクトチーム等も入れながら、的確に対応していきたいと、そういう思いでございます。効率的且つ機能的、先ほど言いましたように職員がいかに動きやすく、目標を持って動けるかと、こういうことをやっていかなければならないという思いでございます。すべての権力が集中するではないかということでございますけども、一つには組織内分権という考え方がございまして、上司の権限を少しでも現場に下ろしていくということが求められております。ただ前々からおっしゃっていただいておりますように、市長トップにした、あるいは幹部による経営会議における意思決定ということが十分なされた上で、今の財務、あるいは人事も含めて一つのところにその部署があるというのは、私は今安芸高田市では求められておるんじゃないかと思えます。そのベースがきちりできた上で、じゃあここを分けようということは将来的には組織内分権ということが生まれてくると、できるようになってくると思いますが、今の段階で権限をそれぞれ分散してしまうと逆に統制がとれない。市長の意向が組織の全体まで届かないという、3年間私はそのような思いがしてまいりました。今回を期に市長の思いがすべての組織によりスムーズに、あるいは施策の決定が一つの集中といえれば集中でありすけども、その中の深い議論の中で政策形成がなされると、そういうためには総務企画部が一つになって長期総合計画なりそういったものをきちっと管理していくと。予算の管理もしていくと。そういうことを目指してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○松浦議長

答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

20番 亀岡等君。

○亀岡議員

総括質疑をして、常任委員会の方へ付託しようということになっておるわけですし、そういうことから簡潔にお尋ねをしておきたいと思えます。

今までもいろいろ説明がありましたように、ご承知のように地方分権、国が行う、これが今後どんどん進んでいきます。その世の中で市民に対する行政施策が実状実態から考えますと、非常に問題が山積しておるわけでございますね。そういう中で人員を減らし、限られた職員でより質の高い行政サービスを行うと、そうして効率的な行政運営を展開する。これは本当に至難の技なんですね。今日の政治情勢から見まして地方自治、ここまで追い詰められてきたんかという感がするわけですね。そんなことは申し上げる間もないわけですが、そうした中で先ほど来ありますように、機構改革、議会側もございましたようにそういった要望なりいろいろされてきたわけです。そうして今日このような改革案を示されてきたわけです。ひとつ確信を持ってこれを

実行される以外に私はないと思うんです。いろいろございましたので重なりますが、しっかり現場と組織内連携を強めて対応していただきたいと、その決意のほどを改めてお尋ねをして、私はやはり常任委員会の方へ早く付託をしていきたいというふうに考えるわけです。決意のほどをお伺いして終わりたいと思います。

○松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 ただいま亀岡議員さんからおっしゃったように地方の市町村が非常に厳しい、これは県も同じですが、状況になってきつつあるという、誰がええじゃ悪いじゃ言うても現実はこうなってるんで、我々はこれにどのように対応をして、市民の住民の期待にこたえるようにするかというのが今一番課せられた課題であろうと思います。その一つが今回の機構改革というように私は考えておりました、これは今回で100%これで完全というもんじゃないと思います。今後2年ぐらいかけて先ほど来申し上げておりますように漸次変えていくと、いい方向へ訂正をしていくと。何事も100%いいということは特に機構、人事の問題については人が絡む問題でございますので、ないわけで、今できる範囲内での一番いい方法というのを提案しております。幹部職員の中でも随分論議をしたんですが、やっぱり論議がこれで100%全員賛成というところまでいきません。最後はやはり市長の決断で本日出させていただいたということでございますので、今後はこれをもとにしながら住民の期待にこたえるような組織にさらに発展をさせていくという考え方でありますので、よろしくお願いします。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

1番 明木一悦君。

○明木議員 本日提案された議案についてですけど、実際にはこれは23日議会最終日に提案されようとしていたというふうにお聞きをしていますが、これだけ大きな改革の内容をなぜ最終日に提案されようとしていたのか、これだけ資料があるのになぜ最初に提案をされていないのかということが非常に懸念されるわけです。このような重要な課題についてやはり最終日に提案するということについて議会軽視があるんじゃないかなと感じられるわけですね。そのあたりをどのようにお考えなのか、まずお伺いすると、特に私は先進地の視察などに行くとそういう事例を持ち帰って、いろいろ提案をさせていただいたり質問の中でやらせていただいておりますけど、そのような質問の時に近隣の市町村内でどのような事例があるとかですね、ないからもう少し検討が必要だというふうに、いろいろと答弁をされているわけですけど、今回のこの事例に対して、先ほどから出ています権限を集中したような財務、人事、計画等を集中したような取り組みをしている近隣の都市がどれだけあるのか、事例はどれだけあるのか、お示しを下

さい。

○松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 ご指摘のとおり我々としても内部でいろいろ煮詰めるのに時間もかかったとこういうことでございまして、最終的にはもう今議会に絶対出すということを私の市長の声として職員に指令を出してここまできたと、こういう状況でございまして、ご指摘は十分理解できます。今後十分注意していきたいと思えます。

○松浦議長 答弁を求めます。

副市長 増元正信君。

○増元副市長 他の自治体はどれくらい検討したのかと、あるいは権力の集中というような表現でございまして、私はそのように権力が一つのところに集まるというような表現はしたくないわけでございまして、機能を集約をしていくということは一つの組織として必要なのではないかと思います。他の自治体におきましても政策を形成する立案をする部署と、実際にサービスを提供する、福祉のサービスを提供する、あるいは道路をつくる、下水道を管理する、そこらを明確と言いましょか、はっきりわけて行政経営を今後していかなければならないと、経営感覚が求められておるということでございまして、やはりそういった企画立案、あるいは予算の管理という、会社で言いますとやはりそういう経営管理部門というのはきちっと位置づけられて機能すべきではないのかと、私はそのように今回とらえておりました、何も権力がそこに集中して、その一部の権力によって組織が皆振り回されると、そういう組織であってはならないわけでございまして、そのためには当然庁内の庁議と言いましょか、幹部会議もあり、課長会議もあり、グループリーダーの会議もあると。民主的な運営を当然してきておるわけでございました。当然議会等のご指摘もある中でそれはうまくカバー、補足ができるんではないかと思っております。

機構の改革の話が出まして、他の自治体、我々もそれぞれ研究をさせていただいております。そこらも参考にしながら今回安芸高田の独自性も入れながら、今回の機構を考えさせていただいて、一つの試案、市長も申しましたように100%完璧というのはあり得ないと思えますので、実態に合わせながら常に改革をしながら市民のニーズにこたえていくという姿勢は常に持ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

答弁漏れがありますか。

○明木議員 答弁漏れがあります。

○松浦議長 答弁漏れがあるそうですが、答弁してください。

○増元副市長 他の自治体の調査をどれだけやったのかということだろうと思うんですけど、当然近隣の三次市、庄原市、廿日市市、大竹市、私が今す

ぐ出てくるのはそういうことでございますけども、もう少し詳しくということならば担当の方から説明はさせますけども、全国の自治体の組織図というのはホームページを見れば大体わかるわけでございますので、そういったことも勘案しながら検討をさせていただいたと思っております。

〔「事例はどこにあるんか聞いているんです。」と明木議員より声あり〕

○松浦議長　　うちの事例はどこにあるんかということ。

答弁を求めます。

市長　児玉更太郎君。

○児玉市長　　先ほど副市長が申しあげましたように、それぞれ近隣の市の資料等も取り寄せて研究はしております。最終的な今の目的というのはフラット化を目的にして、組織を機構を考えたということでございます。

○松浦議長　　答弁を終わります。

1番　明木一悦君。

○明木議員　　私は先ほど質問したのに対して事例についてどこがあるかということ調査されているはずだから、それを伺ったわけですが、答弁をいただいております。

先ほど言いましたように、今までの私がした質問の中で答弁が常にどここの事例がある、近隣では行われていないとかいうことがありまして、安芸高田市としては特別に何か新しく取り組もうという姿勢が今までになかったというふうに思われるんですね。なぜ機構改革についてはそのような対応をされているのか、そのところが伺いたくて先ほどの質問をしたわけです。

また、先ほどからフラット化と言われますけども、フラット化に置きうる中でこの中で今日これを取り上げて、これがどのようになるかまだ決まってないわけですが、職員の方の教育が非常に必要なわけですね。フラット化に対してはすごい職員が意識改革がないと難しいわけです。フラット化の恐れは職位に関係なくいろんなことができます。今の体制であると例えば少し自分より年が上とかですね、日本的な旧体制の中でいけば、そういうのが非常に閉鎖的な中でそれが非常に支障となってくるのが現在のフラット化なんですね。そういうあたりをどのように研究されてそれをフラット化と言われているのか、職員の教育は人材開発はどれだけ行われて4月からの施行はできるのか。そのあたりがまだ、この説明では全く見えてきません。まず、その中で質問は、先ほどのなぜこの分だけ、特別に安芸高田市が先行してしようとした理由を求めるものと、もう一つは職員に対する教育はどれだけ行われているのか。全国的にホームページを見ればわかるでしょうという話をされましたけども、前例はどこにあるのかお示しくください。

○松浦議長　　ただいまの質疑に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

先ほど増元副市長さんの方から答弁がございましたように、他市の事例ということで説明を受けております。その中でも非常に三次市、また廿日市市、そういうところにつきましては、ある程度のこうした基本の考えというのは、組織体制の中では考えておるといのも実態でございます。そういう状況の中で、やはり安芸高田市の人口と今言いました三次市、廿日市市の人口、そうした非常に安芸高田市も3万4千という状況ですけれども、そういう街と全体を全部比べるというのは、なかなか今までの事務作業の中では難しいのではなかろうかというように思っております。安芸高田市としての3万4千の組織をどうであるかというのを基本にまず、考えをさせていただいたわけであり

ます。それと今回の導入に伴いまして、当然内部の管理、そうした管理グループのような形のものをつくり上げていきたいということですが、指揮命令系統、やはりグループ制、毎年ですね、15名ないし20名が退職する中で一つの課、二つぐらいの課の職員がいなくなるわけです。現場における現状の課の実態をみますと、権限移譲も県から下りてきますし、現状の職員が年々減る中で対応をするということになれば、今考えておりますグループ制といいますか、そういう状況の体制をとるようにしなくてはならないだろうと考えております。

ご指摘をいただいておりますように、確かにこの制度を導入することになれば、職員が十分認識をしておかなくてはならないと思っております。そういう状況の中も、やはり職員に対する研修、やはり技術の習得、専門性、このことにつきましては、合併以来県の方に派遣をし研修を重ねてさせていただいております。技術部門なり、財政部門、そうした部門で、人材の育成の研修を重ねさせていただいております。非常に研修から帰った職員は、やはり県の中に組織の中に入って実施しておるわけですから、そういうある程度のノウハウというものを考えさせていただいております。そういう導入の意義につきましても十分、今後の組織の意識改革の中で、人材の育成なり、やはり効率化を図る考え方の中で、指導していく必要があるのではなかろうかと思っております。グループ制によってある程度管理者の指揮命令によって、ある程度仕事の対応ができるのではなかろうかという考え方も持たせていただいております。

以上でございます。

○松浦議長

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時57分 休憩

午前 11時59分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

再開します。

午後 1 時まで休憩します。

~~~~~○~~~~~  
午前 11 時 59 分 休憩
午後 1 時 00 分 再開
~~~~~○~~~~~

○松 浦 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、質疑を求めます。

11 番、藤井昌之君。

○藤 井 議 員

今日の追加提案でございますけれども、まず最初にお伺いしたいと思  
いますけれども、この組織機構改革というのは大変大きな柱であろうと  
思うわけですが、しかし、先般の市長の施政方針の中にも示されて  
いなかった、文書の中にですね。しかし、まあ機構改革ということ  
で示されたわけですが、施政方針は当然市長の新年度一年間の大き  
な柱、方向性を示されるわけでありまして、そこに明確に記されて  
いないということが、私はそこまですなかな準備が進んでこなかった  
んであろうというのが大きなポイントだろうと思っております。先ほ  
ど市長も今回のこの組織の機構改革については 100%ではないと言  
われておりました。しかし、当然まだまだ改革を進めていかないとい  
けない点も見直しをしないといけない点もこれから多分まだまだ出  
てくるであろうと思っております。

今、第 2 庁舎・文化保健福祉施設、ここらが今年の、正式には 11  
月オープンということになってきますから、私は一つは 4 月から新年  
度を迎えて本庁舎なり文化施設が完成するまでに今回の組織機構改革  
の中で私は進めていかなければならないと。さらに完成をしたときには、  
そこらあたりの見直しも踏まえて、きちっと再スタートできる体制  
というの私も必要であろうと思っております。基本方針であるとか、  
これからの目指す組織機構というのもここで示されているわけ  
ですが、しかしこれは組織の機構改革であって、これはどこの団体  
であろうが、組織であろうがこういったことは常に進められているわ  
けでございますが、しかし、行政という名のもとに組織の機構改革と  
いうのはまさしくここで示されておりますようにこれからの目指す組  
織機構。これが全職員に、この項目をいかに細かく噛み砕いて先ほ  
ども出ておりましたように職員の意識改革にどうつなげていくのかとい  
うところが、私は大きなポイントであろうと思っております。自治法の中  
には、公務員は住民の奉仕者であるというのがございますけれども、ま  
さしくこの機構改革が住民の奉仕者であり、住民に対してのサービス向  
上につながっていかなければ、ただ単の機構改革で終わってしまうだ  
ろうと。こういう危惧を持っているわけでございますが、そこらあたり  
でございますね、今も申し上げましたように、文章的にはこういったこと  
が書かれておりますけれども、これをいかに噛み砕いて職員の意識改革、

住民のサービスにつなげていくかというところが、まだ見えてこない部分があるわけでございます。そういったところについて、ご答弁をいただきたいと思えます。

○松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

○児玉市長 この施政方針にもなかったという問題、私も痛い指摘であるというように思います。しかし、私が一番こたえたのは中橋中国新聞の支局長が最後の仕事で書いた安芸高田市の予算の講評の中で、市長は改革をやると言いながら組織改革はまだ著についてないではないかという指摘をされまして、大変胸にこたえたわけでございます。これは、やっぱり住民の中にそういうことが広がっておるのかなあということ、本当に心臓にこたえるほど身にしみました。そういう中で、市役所の中には新庁舎の完成に合わせた方がいいのではないかという意見もあったわけですが、あつたわけですが、私はこれは一刻も早く手をつけないといけんと、そういう決断をしたわけございまして、新庁舎になってこれをやったら、また軌道にのるまで半年くらいかかると、今のうちからやるとけば新庁舎に移ったときには、軌道にのると、こういうような考え方で、かなり職員に無理を言ったつもりでありますので、そこらをご理解を賜りたいと思えます。後の件につきましては、副市長からお答えいたします。

○松浦議長 続いて答弁を求めます。

副市長 増元正信君。

○増元副市長 今回再確認ということで、目指すべき今後の組織のありよう、あるいはそれを構成します職員のありようということ再度チェックしようという思いでございます。

合併来、当然のこととして市民サービスの向上、全体の奉仕者と、これは当然のこととしてやっていこうではないかと、いうことでこれまでも取り組んでまいりました。まだ、未完成で道のり半ばであるというふうに私も思っております。従来、国・県の仕事を肩代わりしてやるという時代でもない。法的にも基礎自治体としてみずから判断をしていかなければいけないという、機関委任事務の廃止ということで当然そういった意識のもとに我々は動いておるわけでございますが、どうしてもこれまでの考えた方にとらわれてしまうという課題がございます。そういった中でこれまでもご指摘をいただいておりますように、仕事するのはいいけれども、予算を使うのはいいけれども成果はどうなんかと。その仕事をした結果がどれだけ市民の皆さんに結びつくのかといったような、ご指摘をいただいております。当然のことといたしまして、それぞれの職員が行っておる行政サービスが、本当に市民の皆さんの役に立っているのかというような観点が必要であるということで、今年も施政方針の中にも入れておりますように、すべての事務事業につきまして、評価制度を導入をしたいということであり

ますし、職員の仕事のありようについても一種の人事評価、そういったものも導入をさせていただきたいということでありますし、また、新市の建設計画、それに基づく長期総合計画、いわゆる市のマニフェストでございます。これをいかに着実に実現をしていくのかという、長期総合計画をどのように達成するのかという観点からそういった一つの目標に向かってどのように達成するのかという観点から、そういった一つの目標に向かってどのように動いていくのかという、そういうことを着実にやっていかなければならないというふうに思います。ですから、議員ご指摘のとおり、職員の意識改革というのが一番の我々の課題でありますし、組織の器はいくらいじっても中身がそれを実現しないと全く意味をなさないという観点は我々も持って、そういった意味では、新たなグループ制の導入ということになりますと、これまでの仕事の仕方とは全く変わってくるわけでありまして、これは職員とともに実地にそれを動かしながら、少しずつ改善をしながら他市の有効に動いている部分と、課題もまたあるわけでありまして、そこらも両方を併せ持ちながら職員と対話をしながら、この新年度4月1日から動いてまいりたいと、職員研修等もあるいは我々トップも現場の職員と常に話ができると、そういうふうな体制づくりをしていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○松浦議長

これで答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

○藤井議員

議長。

○松浦議長

11番、藤井昌之君。

○藤井議員

この組織機構改革が新年度から議会で採決されればスタートするわけですが、そうは言いましても、今行政が分散を、第1、第2、第3分庁舎、本庁舎という形で分散をしておりますから、これが果たしてうまく軌道に乗るのかということもありますが、先ほどの市長の答弁、今回のこの機構改革の決断という部分はまさしく私も新庁舎完成に向けての取り組みであろうというふうに私は理解をしております。いくら新庁舎、新しい建物ができたからといって副市長の答弁の中にもございましたけども、その段階で組織の機構改革をしてそれがすべて手のひらを返すようにすべてが進んでいくかといえそうでないと思うんですね。だから、新しい庁舎が完成するまでの前段の取り組みであろうと私はこのように理解をしております。したがって、その段階にきたときには、見直すべきところは当然見直して、新たな改革に取り組んでいただきたいとこのように思っております。

それから、権限移譲等によりまして、職員の仕事の内容もそうありますけども、やはりこの第2庁舎・文化保健福祉施設の完成というのは、ここで新たに安芸高田市が体制の整った中で再スタートしていくんだという中で、職員の意識改革というのは今申し上げましたよう

に仕事の中身もそうでございますけれども、もっともっと市民に優しい行政であっていただきたいというのがあるわけです。近隣で申し上げれば、私もよく最近耳にするわけですが、三次市につきましては、当然まだ庁舎は大変古い建物でございますけども、一歩中へ踏み込むと、職員の対応が全然安芸高田市と違うというふうなご意見も多く、市民から聞くわけでございます。そこらあたりも、職員の意識改革としてたびたび申し上げるようでございますが、市民に対して優しい、そういう行政であっていただきたい。そのことが住民もまた、安芸高田市に住んでよかったなというような形で行政に対しても理解をしていただきました、応援もしていただけるであろうというふうに思っておりますので、そこらをさっきから申し上げてますように、住民に対しての奉仕、サービスというものをしっかり充実をしていかなければ、私はただ単の機構改革に終わってしまいますというふうに思っておりますので、そこらも併せて再度答弁をいただきたいと思っております。

○松浦議長

ただ今の質疑に、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまのお話でございますが、全く我々もそのことを今後の機構改革の中で一番徹底をさせていかなければいけない問題であると思っておりますが、なかなか難しい、これ一人ひとりの心の問題でありますので、それを目指して一生懸命頑張っていきたいと思っております。

それから、フラット化の問題にしても先ほど来出ておりますように、よっぽど慎重に皆さんの、職員の対応を教育していかんと、本当の意味のフラット化が実現せんという問題がありますので、これについても十分今後やっていきたいと考えておりますし、それぞれ部長の下には担当部長というのを置きまして補佐をしていくというように考えております。これは条例には出てきませんがそういう考え方で今、ご指摘のとおり十分住民の対応ができるようにということで考えております。

○松浦議長

ほかに質疑はありませんか。

○今村議員

議長。

○松浦議長

17番、今村義照君。

○今村議員

これまでの改革に伴うご答弁を聞いた中で、大枠4点をお聞きしたいと思っております。

自来、合併後住民とともに汗をかいた形での行政の進めたかというのが、わが市の行政の大きな、最大の課題としてとらえてきております。この改革が、まず一点は本当に先ほどの論議の中でもございましたが、市民サービスに立った形の視点を、どういった形で受け止められておるのか。例えば、まちづくり委員会等の意見、あるいは市民の意見を聞いた上で、ここはこういうふうに変えた方がいいというような総括があって、そのことがこの機構改革に生かされているのかどうか、それがまず一点でございます。

次にこれまで執行部といろいろ議会ともやってまいりましたが、財政改革を進める上で、この機構が、改正がどういった形で効果が期待できるのかということを経行部の方ではお考えになってこの改正につながっているのか、そこら辺の意見をお伺いしたいと思います。

さきの副市長の答弁の中で、3点目はマネージメントシステムを強化した組織機構だというふうな中で、実際の組織図では多分行政経営課あたりが、そこら辺を視点に置いた形でのとらえ方かなというふうに思うんですが、どうも内部向けの管理体制のような気がするわけですね。本来今のマネージメントシステムというのは、私はやっぱり市民サイドに立った形で、市民のニーズがどこにあり、その要求をやるために共通の目標を立ててそれを相互に確認し合うというのが本来のあり方だろうと思うわけです。そういったようなことが、今回の改正の中でそういう視点があるのかどうか、改めてお聞きをしたいと思うわけでございます。それと、今も市長の中で、担当部長なり担当課長を置くという答弁がございました。そして、副市長の答弁の中にも担当部長を置いて責任を明確にしていくんだという進め方を条例にはないけれどもそういう考えを持っておるといってお考えがございました。

それでは、現在執行されております業務の中でそういったようなことをどういったような形で具体的に担当業務を置くような事案なり、今後の機構も含めてですね、そこら辺のお考えがあればさらにこの行政改革の狙いがよく理解しやすいんじゃないか、という観点に立って以上4点をお伺いしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に、答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

○児玉市長

後段の問題については、副市長の方からお答えをしていきたいと思いますが、この改革が本当に市民のサービスにつながるんかと、こういうそのお尋ねであります。議会からもたびたび、機構改革を早くやれとこういうようなご意見も賜っておりましたので、やはり改革をやる以上は市民のサービスに逆行するような改革ではいけないと、こういうことで我々も考えてこの機構改革をやるつもりでございます。

○松浦議長

次に、答弁を求めます。

副市長、増元正信君。

○増元副市長

今回の機構改革によってどんな効果を期待しておるのか、ということが2点目であったというふうに思います。

ご承知のとおり、予算規模も全体的には縮小していかなければならないと、そしてその中でやはり雇用の関係、あるいは等々いろいろご指摘はありますけれども、やはり今後、市の運営体として維持していくためにはいわゆる人件費でありますとか、固定的な経費につきましてはやはり、これも削減をしていかなければならないというふうに思います。限られた人材なり人件費予算の中で、いかにそこで生み出された財源を市民サービスのために使っていくのか、という視点も必要

であろうというふうに思いますので、全国の自治体の例から言っても住民1,000人当たり職員の数ですね、今、113名だったのですかね、そこらの指標から見ても少し多いのではないのかというふうな中から市長の方もあえて新たな雇用はせずに、5年、6年かけて100名はやっぱり削減をさせていただきたいということで今、定員適正化計画も進行中でございます。さらには、県のいろんな持っておった事務がですね、やっぱり自治体、基礎自治体でやった方が市民の皆さん、非常に利便性が高いだろうということで、パスポートの申請等も各市町で受け取れるというふうなことで、これも事務量も発生するというふうなそういった様々な観点の中から新たな雇用をせずに、じゃあ、組織はどうあるべきだろうかというふうに考えたのが今回の機構改革であるというふうに思います。まずは、くくりを少し大きくしましよと、部の統合、課の統合、あるいは係の統合ということで、いけないだろうかということを狙っておるわけでございます。その中で、様々な課題も生じてくるということでございますので、職員の意識等も含めて考えていかなければならないと、で、あのマネジメント機能をですね、充実させなければならぬということ、これはもう当然トップの考え方の中にいわゆる経営概念を入れなければいけないと、当然将来的には貸借対照表的なバランスシート的なですね、現在ある公共施設も戦後50年の中で建設されてきたと、あと10年、20年すれば当然、建て替え、大規模改修がいるわけです。そのための経費もある程度今のうちから見ていかなきゃいけないと、というような観点も必要になってくるわけでありまして。トップのマネジメント能力、そしてその補助機関であります、我々、部長以下、課長、管理職の職員を育て、あるいは市民の皆さんのニーズをいかに把握をして国やら県の言うとおりにじゃなしに、安芸高田の独自の立案をしなきゃいけないという、そういう意味でのマネジメントというふうに私はとらえておりまして、単なる内部の行政経営室をつくったからそれがマネジメント機能の強化だというふうには思いません。各部署、各階層の職員がすべてマネジメント能力を備えていくということが今後の一つの理想の組織であろうというふうに思います。

担当部長制、これはあくまでも先ほど言いましたように、市長の申されましたとおり、将来的にはやっぱりフラット化と言いましょか、部そのものをなくすると、あるいは課長制そのものを見直すという、その階層を少し減らしていきましょと、判こが5つも6つも7つも並ぶような意思決定はまずいんじゃないでしょうかと、いうふうな中での部長制の廃止、そういったものを一つ目標に置かましょとということ、そのための一つの経過的な措置として今年には部を統合する。しかし、いきなり産業と建設を一緒にしてですね、部長1名で参るのかということもありますので、担当する、産業なら産業振興を担当する部長を配置をさせていただくと、担当する課長を配置させていただ

くと、そういう一つの経過的な中での措置というふうに考えております。以上でございます。

○松浦議長

答弁漏れないですか。

ほかに質疑はありませんか。

10番、熊高昌三君。

○熊高議員

私も総務委員ですから細かいことはですね、総務委員会でやりたいと思うんですが、どうも副市長の答弁を聞くとどうも気になることが一つ大きな点であるんでお伺いするんですが、職員の意識を変えるんだと言われますけども、職員の意識はかなり変わってますよ。変わってないのは、幹部の意識ですよ。その幹部の意識が変わらないのが、こういった集約された組織の中に座るということがね、本当に上手くいくのかなという危惧を私は具体的にはしています。

担当部長というような形ですということですが、じゃあ今までと何が変わるんですか。部長の数合わせで残しただけじゃないですか。市民に血を流すということを行うよりか自分たちも血を流さなきゃいけないというふうに市長言われましたが、まさしく執行部が血を流すんですしたら、部長制を早くなくして、フラットな課長制にして新しい庁舎の中で、きちっとした体制ができるような形にする。また、今の体制を新庁舎の中に入れてまた来年度変えるということになれば、新庁舎のあらゆるものをまた変えにゃあいけませんでしょう。そういった課題がまたすぐ出てきますよ。11月ですから3カ月か4カ月したらまた中身を変えにゃあいかんでしょう。そんなまた無駄なことをするんですか。だったらしっかり議論をして、新庁舎の竣工に合わせて、今から意識改革をしてそういう体制をつくっていくというふうなことができますね、私は望まれるのではないかと。

市長、あの中国新聞の中橋さんの書いた記事によってということですが、本当そういう気持ちというのはですね、私も本当に理解はできますけども、そういった重たい市民の声として受け止められたということですが、やはり、でもそれは方法論、やはり時期、そういったものが少し間違っておられるんじゃないかなという気はしますね。ですから、かけりかかったような形で出されておるんなら、やっぱりそういった11月までの時間もありますからね、そういった方向に向けてロスのないような形でしっかり準備をして、本当に市民が「あー、これなら納得できる」というようなものをですね、出される。それが我々議会も納得できるというものですから、そういったものを再度、私は十分考えられるそういうことが必要じゃないかなというような気がしますね。特に、今回議案として出てます、職員の給与カット、これも後ほど総務委員会で付託されておりますから議論しますけどね、そういったものも含めて、そういう条例で決められた給与なんかをカットするというの最終的な手段ですよ。1年前から続いてまた今年もそういう条例を設置し、幹部もそういうカットをしていくということですが、

職員の数をどんどん減すということは誰もいいとは思ってないですよ。だったら職員の皆さんとしっかり協議をして、総額の人件費を10から20下げて、それでも職員の数を減らさんようにみんな頑張っているんじゃないか、というような声をかけて職員と話をしたことがあるんですか。そういったことをせずに、小手先だけの手法でこういったことをやられとるのは私はいかかなものなのかな、という気がしますのでそこらの根本的なことをですね、再度お聞きしておきたいというふうに思います。

○松浦議長 ただいまの質疑に、答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

○児玉市長 機構改革をやる時期の問題だろうと思います。しかし、いつかはやっぱり早よう手をつけにゃあいけんという問題がありますんで、私は、この4月の人事異動時期に組織も一緒に手をつけながら、先ほど来申し上げましたように、新庁舎へ移動した時にはもう軌道に乗っていると、そういうような形で機構改革をやった方が一番そのスムーズに早くいくというように私は思います。

新庁舎へ行ってからまたこの機構改革ということになると、どうしても軌道に乗るまでは時間がかかると、こういうこともありますので、今回やるということをお願いをしておるわけでございまして、市民へも皆さんへもその無理をお願いしとるんだから、やはり我々、特別職も職員も一つお互いに血を流すという、そういう姿勢がないとやっぱり市民の皆さんに無理が言えんと、そういうことでこの措置を、先ほど来ご指摘の措置を取らしてもらっておるわけでございまして、いろいろご意見はあると思いますが、私は市民へお願いをするんならやっぱりみずから職員もお願いをしたいということで、お願いをしたということでございます。

補足がございましたら、また副市長の方からお答えをしていきたいと思いますが、基本的にはそのように考えて提案をさせてもらっておるということでございます。

○増元副市長 議長。

○松浦議長 はい。副市長、答弁を求めます。

増元正信君。

○増元副市長 合併3年を経過したと、合併前期の5年間の半分以上を過ぎたという時点でございまして、そういうふうな中で夕張市の問題が週刊誌でいろんな形で市民の皆さんも関心を持っていただいておりますということでございます。

我々といたしましても長期的な市の財政状況なり、そういったものを試算しながら長期総合計画も狙い合わせながら、今後の経営を考えていかなければいけない、そして合併10年間が終わりますと、いわゆる交付税につきましても現在、合併算定ということで約20億前後の交付税がプラスとして交付されておると、10年間が過ぎますと5

年のうちに段階的に削減を、本来の一般算定にされるというふうな、そういう危機感がございます。今現時点で、即危機的な状況にはないにしても、今取り組んでおかなければならないという危機感は、職員も含めて持つておるといふふうに思います。

そういった中でじゃあ何ができるのかと、いふふうに今回考えさせていただいております。そういった意味では、先ほど申し上げました意識の改革というのは当然、トップを含めたマネジメントの話しをさせていただきましても、我々幹部を含めて、じゃあ幹部会議のあり方がどうなんだろうかと、いったような思いもしておりますし、そこらの改革をしていこうじゃないかということで、現在取り組んでおるところでございますし、何も職員だけにその負荷をかけていこうということではなしに、経営体全体としてやはり、市民の皆さんから見られた時にどうなのかということを常に考えていかなければならないというふうな思いで取り組まさせていただきます。

新庁舎が新しい器ができるということの一つの契機にしてですね、一つの間点ということになろうと思います。19年度の一つの節目だというふうに、短期的な目標とすればそこにあるというふうに思いますけれども、そういった節目に向けてやはり市長以下、我々含めて職員とともに歩いていくとそういう姿勢は堅持していきたいと、これまでも評価はいろいろあると思いますけれども、そういった思いでやってきたという思いであります。以上です。

○松浦議長

よろしいですか、答弁。

10番、熊高昌三君。

○熊高議員

総務委員会になると教育委員会の方が出てくるんかどうかわかりませんが、教育分室を3つにするとおっしゃいましたよね。その考え方を具体的に1点お聞きしておきたいと思っております。

○松浦議長

はい。答弁を求めます。

教育長、佐藤勝君。

○佐藤教育長

はい。教育委員会の組織改革についてでございますけれども、教育委員会は今回の条例改正の中には入っておりませんが、基本的には市長部局の行政改革の一つの大きな流れに沿いまして、その方向性を考えながら教育委員会の組織改革というものを考えていかななくてはならないとこのように思っております。したがって、今は市長さんの方から話がありましたように3つの分室にするというふうな答えがございましたが、ようはこういうことなっております。

分室相互の事業の調整ということも必要であるということから、6分室を3名の課長相当職で管理をするというような方向での取り組みを進めてまいりたい、というように考えとるということでございます。以上でございます。

○松浦議長

ほかに質疑ありませんか。

1番、明木一悦君。

- 明 木 議 員      あの、もう委員会だと思ってたんですけど、先ほどからのずっとやはり答弁を聞いているとですね、市長としては、課長制度としてのフラット化を目指されるということで、今回どうしても強烈にこれを実行したいということで提案されているという意識が伝わってくるわけですけど、実際にですね、今回まだ部長という名前が残ってて、担当部長というのもあるんですけど、市長の任期はあと1年となったわけですね。その中で、どの段階で課長制、フラット化本当のフラット化にされるのか、時期的なものをどのようにお考えなのか、継続して次期市長もやってその辺をやっていくんだと言われるのであるのか、そのあたりについてお伺いいたしたいと思います。
- 松 浦 議 長      ただいまの質疑に、答弁を求めます。  
市長、児玉更太郎君。
- 児 玉 市 長      市の行政というのは、トップは変わろうと変わるまいとやっぱり継続性がなけにゃあいけんと、こういうことであろうと思います。したがいまして、この改革というのはたびたび申し上げておりますように、今年1年で終わるものではないと、やはり2年、3年かかって合理化をする。その中に、まことやりよったが、ここはこがぁにしたがええ。というような、その恐らく実態が出てくると、その都度そういう実態に合わせながら改革をしていくというのが市政のあり方だろうと思います。
- 松 浦 議 長      答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。  
はい。今村義照君。
- 今 村 議 員      次の総務企画常任委員会ではですね、多分教育委員会の出席がないんだらうというふうに思うものですから、この際聞いておきますが、やはり当初の市長のこの改正に伴う件では、教育委員会も若干内容が変わってくるというふうに私は受け取ったんですが、そこら辺についてのですね、今回の機構改革に伴う視点とそれと現在、少子化が進む中でですね、子どもの育成というのは非常に大きな緊急課題でございます。それらを含めて総合的にこれに対応するということが当然必要になってくるわけですが、そこら辺における教育委員会とそういう今回の行政機構改革に伴う絡み、あるいは総合力が必要になってくるというふうに私は思うんでございますが、そこら辺の関係についてと現実今、緊急の課題として少年自然の家のプロジェクトチームを構成して6月までやるという案件がございますね。これらのことが、今後どういったような形で運営されていくのか、そこら辺のことについてちょっとお伺いをしておきたいと思います。
- 松 浦 議 長      ただいまの質疑に、答弁を求めます。  
教育長、佐藤勝君。
- 佐 藤 教 育 長      はい。ただ今の質問にお答えをしたいと思います。  
先ほども申し上げましたように、市長部局の大幅な機構改革がある

ということについては、教育委員会は別の組織だから全く関係ないというわけにはいかないと思います。やはりその機構改革の趣旨を理解しながら、できるものをできるだけ、そのフラット化ですか、それにスリム化ということについては取り組みたいと思っております。

まず、本庁の方でございますけれども、まだ教育委員会を開いたりませんので最終的な結論というわけにはいきませんが、私の頭の中で考えとりますのは、教育総務課とそれから学校教育課と生涯学習課という3つがあるわけでございますが、今の学事で申し上げますと入学する児童、生徒の問題等はすぐ教職員の定数にかかわってきますし、そのどこの学校に来るかということについては、単に住所だけでは今は決まらない、いろんな要件について子どもの状況からぜひともこちらの方へというようなことがあった場合には、何ぼかの弾力的な対応はできるようにしております。

等々考えていくと、学校教育をする時に施設の問題もかかわってまいりますので、それで今頭の中で考えておりますのは、教育総務課とそれから学校教育課で共通的なものの担当課というみたいなのをつくっていくということができないだろうか、そしてもう一つは生涯学習課については教育分室もあるわけでございますが、そこをです今まではなかなかスリム化していなかったものですから、生涯学習課の課長の決裁ということについてはしなくても極端に言いましたら、初めの段階では通っていくような状況になっておったんです。それでそれは途中から決裁規程は変えましたけれども、今度はそういうものもきちんと整理をしていかしてもらいたいというように考えておるところであります。

また、少年自然の家のプロジェクトチームでございますが、これは主要には組織についてどうこうするというのを考えてもらうんじゃございませんけれども、3月からまたやりますけれども、3月から6月の間のまでにいろんな方々の少年自然の家をいかに有効に活用するか、ということについての教育委員会だけのノウハウでは足りないということがございますので、幅広い意見を聞きながら、そして取り組むなら取り組んでいって改善するものなら改善しよう、という形でこの検討委員会の意味をです、生かしていきたいとこのように思っております。当然、その少年自然の家ということになりますと、管理ということも当然かかわってまいりますので、それは組織の中でまた十分に検討しながら進めていきたいと思っておりますが、前回答弁いたしましたように所長につきましては、次長級の職にあるものをきちっと充てていく方が、改修という大きな今後の仕事もございまして、今後の少年自然の家の有効な活用ということについて幅広い取り組み方も必要でございますので、それを一つの柱にしながらですね、有効活用を図っていって議会の方でもいろいろ話が出ておりますその趣旨は、生かしながら努力してまいりたいとこのように考えております。以上

でございます。

○松浦議長

答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

15番、入本和男君。

○入本議員

市長の答弁の中で一番私らがグサツときたのは、逆に中国新聞に言われたというのが、議会に言われた言われればよかったんですが、中国新聞に言われたというのがちょっとグサツときて、私ら逆にその言葉がグサツときたわけでございますが、あの、やっぱり合併で一番危惧されとったのが支所問題でしてですね、やっぱり、吉田におられる方はわからないかもわからないですが、甲田の場合はやはり支所が寂れる寂れる、という中で一番先に甲田支所の場合は兼任という形でですね、先を見通したような人事体制をとられたわけなんです、今回その支所がですね、どのように具体化されとるんか、私はそこが一番甲田の議員としてみた場合、また五町の議員さんとしてもですね、その辺りが一番心配ではなかろうかと思うんです。

市長さんは大体よく「市民の声」と言われる中に、まちづくり委員会とか支所別懇談会を市民の声としてその回数をあげた上でご理解を得られたということが、よく我々も市民なりそのまちづくり委員会が理解しとるものを議会が反対するわけにはいかん、という私らも大前提になってやってきたわけですが、今回はタイミングがですね、気にしとられたことはこの要項で出されたということは前向きであるということは議会とすれば理解できるわけですが、一番大事なのはやはり市民の方がですね、この形態でいった場合にやはり中央ばかりよくなって、「支所は人は減るし、支所長もおらんようになったし、よいよわしらは…」言うた時に、どうやって元気づけるかという部分がですね、私らも議員としてやはり説明責任というものが発生しますんで、ご理解をしてもらうためにはですね、議員が理解するのではなくて市民に理解をしてもらわにゃあいけんというところになりますと、内部事情についてはお互いの職員が切磋琢磨すればいいんですが、そうは言うてもちょっと気になるのは、部長さんの数が要らんようになって現在部長待遇の人がここん中でも何名かおられるんですが、そうするとそこでランクが落ちるんか同じにするんか、そりゃあどうかは私もわかりませんが、前回のその人事の中でも、今回同級生がたくさん辞められる中にもですね、部長になった人と課長で辞める人もおるわけですが、やっぱりそこらの職員の中の声を聞いたときにですね、この部長制が残るまた部長クラスの者がどういう人事されるのかわかりませんが、それは職員の仲間ですからいいんかもわかりませんが、フラット化という場合はわかりやすいのが、一番わかりやすいのはバリエーションで家の中に段差のないというのが私は一番わかりやすいんですが、どちらかと言えばそれに近い図の方がですね、一番私はわかりやすいわけですが、点線があり、またがりがありとしてですね、これ

を市民が見た場合には非常にわかりにくいと、本来なら私らも副市長制が2人と市長さんと教育長とこのスタッフがおったらですね、いいんではないかという形で私は市長さんの二名制の時にもその時期とかいう問題で早期に取り組んでやると言われたので市長の方針に賛成したわけでございます。そうすると今回は一たんフラット化といったらやっぱり、すぱっと落としたら非常に分かりやすくというですね、まだ線がつないでいないところもあったりしてですね、今教育委員会の問題がありましたけど教育委員会と全く行政とつながっていないけー、独立採算制をするんかいのう、というような感じにも皮肉って言えばですね、できるような形になるわけですね。そういう意味で、もう少し我々に対してもですね、本会議に一発目が出てくるというのはですね、これだけの大きな問題をですね、やはり全協で一たん議会の意見を聞いてですね、それから定例会に出されるのが我々の気持ちを酌んでもらったというのが、理解できるようなんですが、その辺りにつきましてですね、やっぱり支所の方が我々とすれば市民に一番直結しておるところでございますんで、その辺りを本来の市長さんはそこを一番大事にされておる市長さん、どうもそこのがですね、私にとっては理解しにくい分がありますんで、支所というものの人員配置直轄というのは、支所長がええ言うたと、そのええ言うたのがいつじゃったか言うたら、今までからずっと議論されてからあったんだと思いますよ、正式な会議は近々にあったようにしか聞いてないわけなんですよね。それで、副市長も機構改革、改革言うけど一日支所長ぐらい務めたことがあるんかのう思うたりするんですよね。今の担当で増元副市長は、この機構改革の委員長だと思うんでしょうが、実際問題として、その支所の対応が本当を言えば5人でいいかもわからんとか、いや、こりゃあ30人せにゃあいけんとか、そこらも体験されたんかどうか、今ここに福祉事務所というのがありますけどね、イベントがあった時になんかあっても保健師なんかですか、あこらなんかでもね連絡が取れんとかいう、健康的な直結しとる問題のもあるんですよね。そこらを隅々まで行動してですね、本当に口先だけじゃなしに、行動と実行の上で発表されたら私らもねもぐも出ないんですが、どうもその辺りがですね今までの説明の中では、デスクだけでやっつけられると、昨日でしたかね、福知山線鉄道の中でやっぱし現場に出てみて、初めてそこに立ってみてその危険度、安全性がわかるというふうな形を言っとられましたけど、その点あたりがどうも私は見えてこないんで、支所のもう一度あり方についてこの図の中でですね、位置づけを確認したいと思えます。

○松 浦 議 長      ただ今の質疑に、答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

○児 玉 市 長      支所というのは、それぞれ旧合併した町の窓口になるわけでございます、住民が支所に来られた時に対応できないようなことは絶対に

あっちゃならん、というように思うわけでございまして、その点の配慮は十二分にしたというように我々は考えております。

本庁直轄という問題は前からいろいろ話がありよった、水道とか下水とか道路とかいう問題については支所だけでは片のつかない問題があるんで、それは本庁へつなげといた方がいいんじゃないかと、しかし、支所長との合議は当然やらなきゃいけない、ということでありますんで支所については市民が来られた時に対応のできないような体制は私はとっちゃいかんと、というように考えております。

その他につきましては、副市長の方からまた答弁をさせます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

副市長、増元正信君。

○増元副市長

机の上だけの議論ではないかということでございまして、これまでの私の行動につきましては、それは市民の皆さんなり議員の皆様が評価をしていただくことでありまして、それについては私自身もコメントはできないというふうに思っておりますけども、極力支所の問題等につきましても広範な課題がある中、極力支所長さんなり支所とともに問題解決に当たると、そういう気持ちで完全ではございませんけど、そういう気持ちで現在もおりますし、これまでもそういった思いでやってきたつもりでございます。

先ほども支所の位置づけにつきましては、ご説明をさせていただいたとおりでございまして、これまでは合併来の議論の中では、本庁の部長と対等にその意見が交わされる所長は部長級ということで、支所に3課の課を設けて対応してきたというところでございますけども、3年間を経過する中で、もう少し本庁との直接の指揮命令系統、そういったものがあつた方がスムーズに市民の皆さんの思いが伝わるのではないかと、ということが今回の改革のポイントでございました。産業建設等、上下水道あるいは道路、様々なこれまでの業務管理が管理しております業務については本庁の統合されました産業建設部が直接所掌すると、現地に担当する課長さんを配置させていただくということでございますし、これまで地域振興等にかかわっていただきました地域振興課、これも統合されました総務企画部、主には自治振興課あるいは総務課等との連携をとりながら、現地に担当課長を配置して市民の対応を行っていくと、一番支所の根幹にかかわります市民の皆さんの住基、戸籍、福祉、税務そういった部分につきましては支所長さんを通じて市民生活部と直結をさせると、で、市の様々な、もちろん上下水道道路この3課の所掌する事案については支所長さんと合議でもって情報交換をしていくという、そういう位置づけで今回この支所の位置づけをさせていただいております。

支所だけではなしにやっぱり全体の機構の改革の中で支所の位置づけをさせていただいたというふうに思っております。以上です。

○松浦議長

はい。

- 入本議員
- 松浦議長
- 入本議員

議長。

15番、入本和男君。

合併する時はですね、支所長は町長であるぐらいの思いでやってくれと言われとるのがあつという間に、1期ももたずに町長はですね席を失うという、それだけつまらんもの置いとったんかというような私は錯覚を起こすわけですが、この支所の図の位置もですね、ここにあつてはおかしいんですよ。直轄ということは下になけにゃあいけんのんですよ。上にあることはおかしいでしょう。図にしてもね、まずでき損ないだと思ふんですよ、これはね私は。慌ててつくつたような図なんですよ。直轄というのはこういう意味じゃないでしょう。だから、副市長さんは市長さんがやれ言われたと提案したと、これだけ議論をされとるということはですね、副市長は提案した手前、本当に責任が取れるんかどうかいふところがですね、疑問に思ふとるわけですよ。市長さんがやりたいけど、提案したけど、部下の提案を一生懸命市長がフォローしよう思ふても、フォローしきれん部分が出ると、で最後に聞きたいんですが、副市長としてこの提案が本当に最高の現時点の能力の最高だと思ふんですが、将来の、まあ、せめて3年ぐらいはもつぐらいの機構改革だと思つておられるのか、その点副市長の方にお聞きします。

- 松浦議長
- 増元副市長

ただ今の質疑に答弁を求めます。

副市長、増元正信君。

今回提案をさせていただきますこの機構につきましては、現在の時点では最高のものであるというふうに私は思っております。今後はですね、やはり、時代の変化あるいは様々な国を含めた改革が出てこようというふうに思います。三位一体もまだ未完成であります。地方分権もまだ未完成であります。県の権限移譲もまだまだ増えていくというふうな中、そういった中でやはり環境の変化に即応できる組織、こうであるべきだというふうに思います。

現時点ではこれが最高であると思ふんですけども、やはり社会の環境に応じて常に変化をし、適切なる対応をしていくというのが今後の市の運営のあり方であろうというふうに思っております。

- 松浦議長
- 入本議員
- 松浦議長
- 入本議員

ほかに。

議長。

15番、入本和男君。

あの、優柔不断的な発言だけはやめてもらいたいですよね。やっぱし、長期総合計画とか基本計画を立てる時にね、あの、指定管理者じゃないんじゃないけ、1年契約でやりようるわけじゃないんですからね、そういう安易な考えで今年だけでベストみたいな、単年度計画みたいな発言はですね、我々も政務調査費を使ってですね、勉強してきたことを同僚議員が提案しとるわけですよ。

だから市長さんに全国的なレベルに達した機構改革をしてもらいたい

から現在やっとするわけですよ。我々が先進地に行って、視察した結果がですね、今日出されたものがそれ以上だったらさすが児玉市長さんじゃの。と言える役割をするのが今副市長がやっとられるんじゃないんですか。

今のような発言をですね、臨機応変にとか優柔不断、そういうふうな建前で取り組んで機構改革をされとるということはですね、今日のこの実施計画を見させてもらう時にですね、余りにも我々もよくあの思いつきで質問すな。言われますけど、何か思いつきでこれを出されたような気がしてならんのですが、答弁は要りませんが、総務常任委員会の方でやられる思うんですが、私の気持ちだけをここで委員外ですので、述べさせてもらって終わります。

○松 浦 議 長

ほかに質疑ありませんか。

大分出尽くしたようだと思いますので、ここらで質疑を終結してよろしいですか。

それでは、ほかに質疑がないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件は、総務企画常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程を終了いたし、散会いたします。

次回は、3月7日午前10時に再開いたします。

本日はご苦勞でございました。

~~~~~○~~~~~

午後 2時05分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員